

役員退職金と使用人退職金の差異

Q：役員に支給する退職金については、使用人と異なる取扱いを受けるとのことですが、その違いを教えてください。

A：使用人に支給する退職金は全額損金に算入されますが、役員に支給する退職金は損金経理をすること及びその金額が不相当に高額でないことを要件として損金算入が認められています。

【解説】

(1)役員に支給する退職給与の取扱い

法人がその退職した役員に対して支給する退職給与の額のうち、次に掲げる金額については、法人のその事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入しないこととされています。

- ①その事業年度の確定した決算において損金経理しなかった金額
- ②その事業年度において損金経理をした金額のうち、その役員の在職期間、その退職の事情、その法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員の退職給与の支給の状況等に照らし、その退職した役員に対する退職給与として相当であると認められる金額を超える部分の金額

(2)使用人に支給する退職給与の取扱い

使用人に対して支給する退職給与は、一般的には、その支給額の多寡や損金経理の有無に関係なく、その使用人の退職した日の属する事業年度の損金の額に算入することができます。

